

令和6年3月6日（水曜日）

厚生委員会

第3委員会室

出席委員

中西祥子、金内義和、阿野れい子、三輪敏之、
仁野央子、竹中隆一、萩原唯典、岡部敦吏、
牧野圭輔

請願人の趣旨説明について

9時54分

（委員長）

請願第5号について、請願人から趣旨説明をしたいとの申出を受けている。請願人による趣旨説明を許可してよいか。

（全委員）

異議なし。

請願人入場

請願第5号について、趣旨説明。

請願人退場

開会

10時03分

市民局

10時03分

前回の委員長報告に対する回答

・使用料・手数料改定への対応について、料金改定に当たっては、市民から十分な理解が得られるよう、その必要性や内容についてきめ細やかな周知に努められたいことについて

料金改定については、内容、改定時期等について、順次、市のホームページや広報ひめじへ掲載し、周知を図っている。

加えて、施設の利用形態に合わせ、各施設の窓口にチラシを掲示するとともに、既存の利用者へ改定内容を手渡しするなど、きめ細かな周知に努めている。

・市民会館の今後の在り方について、求められる行政サービス水準を維持しつつ、持続可能な施設運営に向けて、必要とされる公共施設の方向性とその在り方について十分に検討されたいことについて

市民会館については、公共施設等総合管理計画の中で、建物の老朽化が著しく進行していることから、建物の廃止について検討していく。アクリエひめじやイーグレひめじなど、周辺施設の立地状況や稼働状況を踏まえつつ、現在、有している施設の機能や役割について検証していくこととしている。

現在、個別実施計画に向けた基礎調査を実施してお

り、今後の他の公共施設との集約化、複合化などを含めた適正規模、適正配置を検討していく。

・男女共同参画推進センターにおいて、あいめっせ登録団体連絡会が主催するあいめっせフェスティバルが、近年、にぎわいに欠けてきていることから、新たに、男女共同参画推進の取組に関する検討会を開催するなど、女性活躍社会の機運醸成により一層努められたいことについて

男女共同参画推進センターでは、当センターの機能を十分に活用し、より効果的に事業展開するため、学識経験者等により構成されている姫路市男女共同参画推進センター運営会議を開催している。

2月に開催した当運営会議において、「あいめっせフェスティバル2023」の開催状況を確認してもらい、様々な視点からの意見をもらったところである。

これらの意見を参考に、あいめっせフェスティバルのみならず、当センターの事業について、より有効に展開していけるよう努めていく。

また、当運営会議の機能を最大限生かせるよう、来年度には委員構成についても検討し、女性活躍社会、ひいては男女共同参画社会の実現に向けて、より一層取り組んでいく。

付託議案説明

- ・議案第18号 アイランドハウスいえしま荘民間活用事業者選定委員会条例について
- ・議案第27号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第29号 姫路市霊苑えい地清掃基金条例の一部を改正する条例について
- ・議案第30号 姫路市立家島老人の家条例の一部を改正する条例について
- ・議案第31号 姫路市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
- ・議案第50号 姫路市立家島交流センターに係る指定管理者の指定について

報告事項説明

- ・姫路市立公民館個別実施計画
- ・出先事務所再編個別実施計画

- ・書かない窓口の運用開始について
- ・令和 7 年度指定管理者制度更新について

質疑・質問

10時26分

(質問)

出先事務所再編個別実施計画について、昭和 57 年に策定された出先機関再配置基本方針における設置基準を現在でも適用して、施設の統廃合を考えているのか。

(答弁)

同設置基準がまとめられた当時とは異なり、現在は人口減少社会に転じているほか、遠隔行政窓口やコンビニ交付等のデジタル技術の活用が進むなど様々な条件が変わってきている。同設置基準の考え方は参考にはするものの、引き続き採用することは考えていない。

老朽化が著しい置塩サービスセンターや飾東出張所、また移転が目前に迫る中央支所の 3 か所を除いては、今後、次期公共施設等総合管理計画で策定する個別実施計画の中で具体的な再編計画を明確にしていきたいと考えている。併せて、市全域の出先機関に対する再編の詳細な考え方についても、次期個別実施計画において確定したいと考えている。

(質問)

議案第 29 号、姫路市霊苑えい地清掃基金条例の一部を改正する条例について、同基金に積み立てる額は、従来であれば、毎年度決算時に名古屋霊苑・姫路西霊苑・片山霊園のえい地永代清掃料並びに基金から生じる利子に係る歳入が事業に係る歳出を超過した場合の超過額としていたところ、このたび一般会計歳入歳出予算の定めるところと変更になっているが、どのように考えているのか。

(答弁)

都市局から永代使用料の還付と施設等の整備の 2 事業が事務移管されるものの、基金の積立て方法については、えい地永代清掃料等に係る歳入から、清掃料や貸付返還金など事業に係る歳出を差し引いた部分を基金に積み立てるという従来の考え方自体を大きく変えるわけではなく、他の基金条例の規定と同様に文言を変更しただけである。

(質問)

令和 6 年 3 月 7 日から運用開始される「書かない窓

口」について、取扱いを開始する 19 種類の申請書とはどのようなものであるのか。

(答弁)

住民異動届やそれに関連した住民票の写し交付申請書、印鑑登録関係、マイナンバー関係の書類等をはじめ、国民健康保険の書類や児童手当関係の書類を合わせて 19 種類となっている。

(質問)

「書かない窓口」の運用開始について、どのように周知を図っているのか。

(答弁)

広報ひめじに掲載するほか、市ホームページ上でも、スマートフォン等を使ってオンラインで手続きできるページを本日公開する予定である。

(質問)

議案第 31 号、姫路市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例の附則について、同条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行すると記載のある一方で、姫路市立家島交流センター条例の一部改正として、姫路市立老人福祉センター条例は廃止するとの記載があるが、このたびの条例改正の内容についてどのように考えているのか。

(答弁)

姫路市立老人福祉センター条例は、家島老人福祉センターと香寺健康福祉センターの 2 センターに関することを規定している。

もともと家島老人福祉センターは香寺健康福祉センターよりも先に廃止が決定しており、令和 6 年 10 月に家島交流センターが完成したときに廃止となるように、先を見越して同条例の改正を行っていた。

しかしながら、令和 5 年度末に香寺健康福祉センターが家島老人福祉センターに先駆けて廃止されることになってしまったことから、家島交流センターが完成した時点で、家島老人福祉センターを廃止することと併せて同条例自体を廃止するように改正したものである。

(質問)

このたび同条例を一部改正しようとしているが、最終的に同条例は廃止されるのか。

(答弁)

そのとおりである。

家島交流センターが完成した時点で同条例は廃止となる。

(質問)

同条例は最終的には廃止になるのであれば、あえて改正する必要はなかったと思うがどうか。

(答弁)

家島交流センターが完成し家島老人福祉センターを廃止するときには香寺健康福祉センターは存続している見込みで、当時、同条例の一部改正を行った。

しかしながら、存続しているはずの香寺健康福祉センターが先に廃止となってしまう、家島交流センターが完成するときには、既に家島老人福祉センターが廃止されている状態となってしまうことから、条例上の整合性を持たせるため、このたび改正を行おうとするものである。

(質問)

配付資料に、そのような話は記載されていないと思うがどうか。

(答弁)

この資料では分かりにくいと思う。

(質問)

そのような事情があれば、もう少し早い段階で専決処分による条例改正を行っていたほうがよかったのではないのか。

(答弁)

法制課より、このような手続を行うことが正しいと指導を受けた。

(質問)

そうであれば、条例改正に関しての経緯を記載してもらわないと、内容を理解することが困難であると思うがどうか。

(答弁)

説明が不足しており、大変申し訳ない。

(質問)

同条例の別表第2(第10条関係)の備考に、「「老人」とは、60歳以上の者をいう。」との記載があるが、老人福祉法における老人とは65歳以上の者となっている。本来であれば、老人福祉法に合わせて老人の年齢を65歳と修正しなければならなかったと思うがどうか。

(答弁)

何歳からを老人とするのかについては、国の補助制度や老人クラブの会員規定などにおいてもよく議論される場所である。同条例は、55歳ぐらいで定年となり、60歳になれば老人クラブに加入するような時代につくられたものであったと想定されるが、老人の基準年齢については今後議論を重ねていく必要がある。同条例の老人の規定については、不適切であったと思う。

(要望)

不適切というよりも、老人の年齢基準については、国の定義は65歳であるが、歴史的な経緯を踏まえて60歳とする議論があってもよいと思う。

しかしながら、条例を制定するに当たっては、ある一定の条例だけにおいて老人の年齢基準が変わることのないよう、法制課としっかり協議を行われたい。

(質問)

アイランドハウスいえしま荘民間活用事業者選定委員会において、民間活用事業者から地域活性化に資する利活用の提案がなされる見込みはあるのか。

(答弁)

令和4年10月にサウンディング型市場調査を実施した結果、公募型プロポーザルに参加してもよいと意思表示をした事業者は4者いた。

そのうち2者については既存の建物の活用は難しいということであったが、残りの2者については、現在の状況下でも検討の余地があるということは聞いている。

(質問)

令和8年度に置塩公民館を大規模改修するということが、旧合併町の公民館の設備を旧姫路市と同等のものに合わせるような考えはないのか。

(答弁)

現時点で、大規模改修や建て替えの時期が到来していない施設の設備を、旧姫路市のものと異なるからという理由で大きく見直すことは考えていない。

しかしながら、大規模改修の時期が到来するときには、周辺施設の状況等も勘案し、複合化や集約化を考えることになり、公民館の規模も検討に入れて、利用状況も考慮した上で、どのような形が一番適正な規模であるのか併せて検討していきたい。

(質問)

姫路市霊苑えい地清掃基金について、基金の事業に都市局から事務移管される永代使用料の還付と施設等の整備の2事業が移管され、えい地清掃と合わせて3事業の資金に充てるために1億700万円余りを積立金として計上しているが、今後の収支についてどのような見通しを立てているのか。

(答弁)

令和7年度以降の新規貸付分より、納付済みである永代使用料の還付割合を50%から20%に変更することや、今後墓じまいが進み、返還される区画の増加に伴い還付金が増加する見込みであること、また、人口減少により、毎年の貸付申込みがおおむね10%程度減少する見込みであることを勘案した上で、今後20年間は同基金の累積収支が黒字になるのではないかと予測している。

しかしながら、今後の墓じまいの状況が予測できないこともあり、おおむね5年ごとに基金残高の点検や見直しをする必要があると考えている。

(要望)

時代の変遷とともに、少子高齢化の進展など社会情勢も大幅に変化することから、定期的な見直しにより同基金運営の適正化を図り、財政健全化に寄与されたい。

(質問)

出先事務所再編個別実施計画について、このたび、中央支所や置塩サービスセンター、及び飾東出張所については個別実施計画が提示されたが、他の出先事務所の再編はどのように考えているのか。

(答弁)

今後の人口減少社会への対応をはじめ、デジタル化による新たな行政サービスの取組を踏まえ、令和9年度以降の次期個別実施計画の作成に向けて、出先事務所の適正な規模や配置の見直しに取り組んでいきたい。

(要望)

同計画を作成するに当たり、公共施設の再編整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などにも十分配慮されたい。

(質問)

出先事務所空白地域への対応として、当該地域の郵便局やコンビニエンスストア等と連携する際には、人

口減少等による店舗閉鎖の可能性を考慮した上で検討を進められたいかどうか。

(答弁)

出先機関の統廃合による減少をデジタル化で完全に補完することは難しいと考えており、市民サービスを低下させることのないよう出先機関の複合化、集約化を検討していく必要がある。

豊富地区においては、以前から、出先機関の集約化により様々な利便性が高まるのではないかと提案を受けている。今後の先進事例ともなり得るような出先機関再編の取組をしっかりと進めていきたい。

(質問)

姫路東消防署の移転に関連して、中央支所をイーグレひめじ内に移転するようであるが、地元に対して説明を行い、了解を得ている状況であると理解してよいのか。

(答弁)

中央支所の移転先は令和6年度の早い段階で最終決定する予定であり、まだ最終決定したわけではないが、第一候補としてイーグレひめじを考えている。

地元で説明した際には、移転に断固反対するというようなものではなく、市の考え方は理解するものの、地元の思いもしっかりと丁寧に酌み取って進めてもらいたいという雰囲気であった。地元から多くの意見を寄せられ、十分了解を得られたというわけではなかったものの、市民局が考えている移転の方針を大きく否定されたという認識はない。

(要望)

中央支所をイーグレひめじ内に移転する方針は変わらないと思うが、地元に対して丁寧な説明を行うよう努められたい。

(質問)

公民館にWi-Fiを整備し、世代間交流を図ろうとしているが、子どもたちや高齢者が各自のスマートフォン等を持参し自由に使用できるのはよいことだと思う。

しかしながら、先日、公民館長と話をする中で、公民館に多くの子どもたちが来館したときに、学校から配付されたタブレット端末を使用して勉強するのであればよいが、ゲームをするために使う可能性もあり、そうすると一定のルールを設ける必要があるのでは

ないかという話を聞いた。

公民館で子どもたちがゲームをするに当たり、市で
ある程度のルールを決めてもらえると、公民館として
もそのルールに従い注意しやすいと思うがどうか。

(答弁)

子どもたちが孤立しないような居場所づくりを推
進するため、まずは公民館に足を運んでもらうことが
スタート地点と考えており、W i - F i の運用に関し
て様々な問題が生じた場合は、その都度よりよい方法
を考えて、検討を重ねていきたい。

また、公民館長会や公民館だよりなどを通して、よ
い取組や先進的な取組、面白い取組を積極的に紹介す
ることで公民館間での情報共有を図り、各公民館での
取組をしっかりと行えるよう支援していきたいと考
えている。

(質問)

姫路市立公民館個別実施計画における大規模改修
工事の方針について、公民館以外の近接する公共施設
との複合化を検討するとあるが、例えば消防車庫と公
民館が隣り合わせになっているところは、消防局と今
後の活用方法について検討を重ねるなど、他局と連携
を行ってはどうか。

(答弁)

地域から、地元施設の集約化に関する提案を受ける
こともあり、周辺にある公共施設を含めて考えること
でよりよい施設になるのではないかと考えている。

大規模改修を行うに当たっては、公民館や市民セン
ター、市民会館など市民局が所管する類似の施設だけ
でなく、本市の所有する公共施設全体での複合化も併
せて検討していきたい。

(質問)

令和7年度から、指定管理者制度の運営財源が利用
料金と一部指定管理料との合計額となるようだが、ど
のように変わるのか。

(答弁)

従来は、条例により施設の利用料金が定められ、そ
の料金は指定管理者が徴収を代行するものの、最終的
には地方公共団体の収入となり、別途、管理運営に必
要となる経費が指定管理者に支払われていたが、この
たび、指定管理者が収受した施設の利用料金を直接指
定管理者自身の収入とする利用料金制を導入しよう

とするものである。

指定管理者にとっては使用料が増えると施設管理
するメリットが増えることとなり、民間事業者として
より自由な発想で来館者増、ひいては使用料の増額に
努めてもらえるのではないかという考えの下、利用料
金制を導入した。

市側としても、指定管理者で利用料金の歳入に関す
る処理をしてもらうとなると、会計処理上も非常にメ
リットがあるほか、指定管理者が自助努力で使用料の
増につながるような事業展開を行うようなことも期
待できる。

(質問)

令和8年度に予定されている置塩公民館の大規模
改修に合わせ、改修後の公民館内に置塩サービスセン
ターの業務を移転し、将来的には公民館と一体的な運
用を検討するとあるが、今後、サービスセンターは廃
止せず、他の施設との複合化を目指すという方針であ
るのか。

(答弁)

将来を見据えると、現在と同等の人員体制を維持し
たまま、現在の支所や出張所・サービスセンター27
か所全てを管理していくことは非常に厳しいと考
えている。サービスセンター数を今後も維持するという
考え方は持っていない。

このたび、置塩公民館の中にサービスセンターの機
能を移転させようとしているが、初めてのケースでも
あり、将来的にどのような形で運用していくのかは、
令和8年度の移転までに検討していきたい。

(質問)

改修後の置塩公民館内に置塩サービスセンターで
実施している事業を移管することになると、公民館と
しての利用が難しくなるのではないのか。

(答弁)

少し手狭となる事務室の改修は必要になってくる
と思うが、会議室数が減るようなことはなく、現在よ
りも運用しづらくなるとは考えていない。

(質問)

公民館長と公民館補助員の採用について、どのよう
に実施しているのか。

(答弁)

公民館長については、最初は適任者がいないか地元

に相談し、いなければ市のほうで探しており、その後面接を行った上で最終決定をしている。

公民館補助員については、令和5年度から会計年度任用職員に変更となっている。面接を行った上で最終決定をしており、ほとんどの補助員が継続して勤務を行っている。

(質問)

補助員の任期に関してルールがあるのか。

(答弁)

現在のところ特に設けておらず、更新時期が到来した人から面接等を行い、問題がなければ引き続き勤務してもらっている。

(質問)

公民館長は、任期に関してルールがあるのか。

(答弁)

任期としては最長で8年で、74歳までというルールがある。

なお、現行のルールはかなり前に作られたものであり、地元からは、後任が見つからないので任期を8年と言わずもう少し延長できないだろうか、あるいは74歳で定年というのは少し早いのではないかと、というような様々な意見をもらっている。

そのため、公民館長の採用の在り方については、今後早急に検討していきたいと考えている。

(意見)

個人的に、公民館長の任期を延長することは否定的である。同じ人が長期にわたり継続することについて、公平性の観点からもどうなのかと思う。

(質問)

補助員の採用に関して、地元からの推薦は必須であるのか。

(答弁)

地元からの推薦を必須として募集しておらず、通常の会計年度任用職員として募集を行い、応募してきた人に対して面接試験を行っている。

今回、面接試験を実施するに当たり、地元から、今の補助員はすばらしい人であり、そのまま継続して雇用してほしいと電話があったものの、試験の結果、現状どおり継続して採用するかもしれないが、まずは公募を行い、面接試験を行った上で最終決定する旨を回答した。

(質問)

補助員の採用に関しては、地元の意向は関係ないということでしょうか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

姫路市連合婦人会の活動がかなり後退していると言われて久しいが、組織について、現状はどのようなになっているのか。

(答弁)

同会に所属しているのは5校区1地区の合計6か所である。

なお、以前アンケートを実施した結果、同会の所属ではないものの、婦人会のような組織がある地域は28校区ほどあったように記憶している。

しかしながら、当時、正確に調査したわけではなく、何を根拠にそのような組織があると判断して回答したのか不明であり、正確な数字かどうかは分からない。

(質問)

本市が附属機関等を設置するときに、市民団体の代表のような形で、常時、同会から委員を選出してもらっている。

全ての連合自治会の女性部が同会に所属しているのであれば納得できるが、同会の組織率が低迷している中で、同会へ委員選出の依頼をし続けているのはなぜなのか。

(答弁)

男女共同参画の視点から女性の登用促進を図るため、附属機関等の構成員の選出に当たっては、女性比率を重要視している。

例えば、地域の代表者として人を選出する場合、女性比率の関係で女性に参画してもらおうと思うと、市が作成した姫路市男女共同参画・女性人材リストを活用する方法もあるものの、地域代表となると、どうしても組織として存在する同会に依頼するケースが多く、結果的に多くの附属機関の委員を引き受けてもらっているという実態がある。

同会の正副会長においても複数の附属機関に参画してもらい負担が大きくなっていることもあり、今後、女性の参画者として誰に依頼するのが適切なのか検討していく必要があると考えている。

(要望)

附属機関等の構成員における女性比率を上げていくという考え方自体は正しく、実際にそうであってもいいと思う。

しかしながら、常に同じ団体から選出することが固定化して、見直しに至っていないのは問題だと思うため、今後は女性を選出する方法を見直してもらいたい。

(質問)

姫路西霊苑について、億単位の投資をしているにもかかわらず新たな墓地利用者が増加していない状況であるが、今後の利活用についてどのように考えているのか。

(答弁)

姫路西霊苑の利活用については、市長からも継続して要望されていることである。

当初、活発に利用されていたテニスコートも、現在では草が繁茂し活用されておらず、遊休地のような形となっており、第2期造成部分と併せて有効に活用していく必要がある。

名古屋山霊苑の納骨堂も空きスペースが埋まりつつあり、今後、永代供養という形を見直し、将来的には姫路西霊苑の遊休地などを活用した合葬墓の設置という考え方もあるとは思っている。

現在、姫路西霊苑の在り方を検討しているところであり、どのような形が一番いいのかまだ最終的な結論まで至っておらず、今後もう少し掘り下げて検討していきたい。

(質問)

名古屋山霊苑でも墓じまいが進んでいるようだが、合葬墓についてどのような検討状況になっているのか。

(答弁)

合葬墓の需要を考慮した上で、永代供養をやめて何十年かたてば合葬墓に移すかどうか検討しているところであり、最終的に合葬墓をつくるという結論にまだ至っていない。

もし、つくるとしても、設置場所が名古屋山霊苑内になるのか、姫路西霊苑内になるのか、あるいは別の場所になるのか、両方につくるのかというようなことも含めて、現在検討中である。

(意見)

合葬墓の設置は他の自治体でも進められており、全

国的に珍しい事例でもなくなっている。本市の状況は遅きに失しており、検討中という回答は問題であると考えている。

(質問)

先日、身内で葬式があり、名古屋山斎場にある2階の有料待合室を利用した。そこでお茶を飲もうと思ったがポットがなかった。係員に尋ねると、コロナ禍以前には設置していたが、現在は撤去しているということであった。

新型コロナウイルス感染症も5類に移行し、また、従来から設置していたのであれば、市民サービスのためにも再びポットを設置してもらいたいどうか。

(答弁)

5類感染症移行後、コロナ禍における斎場内での規制を緩和するのが他市に比べて遅かったと指摘を受けたこともあり、改めて現地を確認し、対応可能であれば検討したい。

(質問)

令和6年2月に飼っている犬が死亡し、名古屋山斎場まで遺体を運んだ。受付で重さを量って、その場で手を合わせて職員に引き渡すという流れであった。

人間の場合は火葬炉に入るところまで見送りができる一方、動物の場合は火葬炉まで見送りができず、どのような形で火葬されるのか確認できなかったが、ペットの火葬はどのように行うのか。

(答弁)

現在、名古屋山斎場ではペットの個別火葬は実施しておらず、受付で一旦ペットの遺体を預かった後は職員が合同で火葬している。

民間事業者であれば、思い入れのあるペットとの最後の別れに対応したサービスや個別火葬を行っているところはあるものの、行政がそこまで手厚く行うことは民業圧迫になるのではないかと思う。

しかしながら、ペットの火葬についてそのような一定の要望があることは認識しており、今後の検討課題と考えている。

(質問)

ペットを火葬するときは、ある程度数がまとまってから火葬炉に入れているのか。

(答弁)

そのとおりである。

名古屋山斎場では、1日15体から20体ぐらいのペットの火葬を受け付けるが、一度に火葬するのではなく、数体ずつ何回かに分けて火葬している。

そのため、火葬炉の手前まで家族が見送りたいという要望については、現時点では対応が難しいと考えている。

(質問)

地区総合センターで清掃業務を行っている人の選定はどのようになっているのか。

(答弁)

従来から、施設利用増進協会から事業を継承したまちづくり振興機構等へ清掃業務を委託しており、同じ人が継続して業務を行っている実情がある。

しかしながら、現在見直しを考えており、公民館補助員と同様に会計年度任用職員として雇用形態を整理するため、その手続について検討している。

(質問)

地区総合センターにおける会計年度任用職員の採用方針について、どのように考えているのか。

(答弁)

公民館補助員との採用方針の違いは、総合センター事業は、地域住民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、また地域住民の生活課題に応じた事業を展開することが求められている。そのため、地域の事情に詳しい人を採用したいということが1つの判断基準になる。

しかしながら、地元関係者の意見を参考にすることはあるが、そのことが採用に直結することではなく、市が最終的に総合的な判断の下、採用する形を取ろうとしている。

(質問)

会計年度任用職員の採用について、公民館補助員は、地元の意向に左右されず選定に偏りが無いということだが、地区総合センターで清掃業務に当たる職員は、地域の声を反映するとなると、結果的に弊害が出てくるのではないかと危惧している。

また、現在、まちづくり振興機構と民間事業者に業務委託しており、ブロックごとに民間委託を順次拡大していくという方向で考えたらよいと思うが、なぜ会計年度任用職員を採用するのか。

(答弁)

派遣職員の労務管理等を、ふだんの状況を把握している地区総合センター所長ではなく委託事業者が行うなど、体制としてはいびつな状況であり、手法としてはあまり望ましいことではないと思う。

そのため、清掃業務を委託するよりも会計年度任用職員として採用することで、所長が労務管理を適正に行えることから、会計年度任用職員の採用に関する検討を進めている。

(質問)

委託事業者の従事者に対し直接業務上の指示を行うことは偽装請負とされており、このような問題が起きる可能性をなくそうとするのはよいことだと思う。

しかしながら、まちづくり振興機構や民間事業者への業務委託を僅か数年でやめてしまい、会計年度任用職員へと変更することについて、地元から何かしらの要望があったのか。

(答弁)

特に地元から要望があったというわけではない。

17ある地区総合センターのうち10センターについては、所長とその委託業務の従事者の2人体制になっており、地区総合センターの事業全体を所長1人で行うことは難しいため、受付と清掃については業務委託を行っていた。

しかしながら、従事者に直接指示できない業務委託ではなく、会計年度任用職員のほうが今後の管理運営上より効率的に事業が行えると考え、会計年度任用職員を採用するほうがよいと判断した。

(質問)

平成23年以降、まちづくり振興機構で採用された職員は任期が確か3年間ほどと定められている。そのため、地区総合センターで同様の仕事を継続しようと思うと、まちづくり振興機構を辞めて、市が業務委託を行っている民間団体に就職せざるを得ないと思うが、そのような形で継続して業務を行っている人はいらぬのか。

(答弁)

全ての従事者を把握しているわけではないが、まちづくり振興機構で勤務していた人が、民間事業者に転職した後も継続して勤務している事例もあると思う。

しかしながら、全ての人がそのような形で勤務して

いるわけではない。

（質問）

一旦業務委託という選択をしたからには、そのまま継続して実施すればよいと思うが、なぜ会計年度任用職員を採用するのか。

（答弁）

再度の説明にはなるが、業務委託では対応できる業務が限定されるという弊害もあり、会計年度任用職員を採用するほうが効率的に事業管理を行えるため、そのように選択したものである。

（質問）

令和5年に神戸市の兵庫労働局を訪問し、地区総合センターの労働実態について相談してきたところ、業務委託自体は悪いわけではなく、適切に運用してもらったらよいという話を聞いた。

10年たって業務委託の手法を見直すというならともかく、まだそれほど時間が経過していないにもかかわらず、なぜ業務委託を廃止し、会計年度職員を採用しようとするのか。

（答弁）

地方自治法の改正により、令和2年4月から会計年度任用職員制度を導入できるようになっている。しかしながら、業務委託を開始した当時においては同制度がなく、業務委託を行ってきたという経緯がある。

また、業務委託上の課題解決を図るため、このたび会計年度任用職員制度で実施しようとするものである。

（要望）

地区総合センターでの会計年度任用職員の採用において、地元の意向を聞き過ぎて偏ったものとならないよう、公平公正な採用に努められたい。

（質問）

市民局が所管する附属機関等の委員について、偏った選任をしているようなことはないのか。

（答弁）

附属機関等の委員公募については、漫然と同じ人を選定するのではなく、委員改選時等の機会を捉え、姫路市附属機関等の設置及び運営に関する基本的指針に基づいて、常に見直しの視点を持ちながら委員の選任に努められたいという通知を、毎年庁内向けに出している。

また、市民局においても、長年継続して委員を務めている人に対して、その人でないと駄目なのかというところは都度確認をしている。

私が部長のときに、長期にわたり同じ人に委員を委嘱している部署を回り、同指針に基づいて改めて適切な委員選定に努めるよう指導しており、同指針から外れて長期間委嘱している委員の数は少しずつ減少しているのではないと思う。

しかしながら、附属機関を運営していく上で、検討したものの委員の属性などを考慮して引き続き同じ委員を任命したいということがあれば、担当部局において、選定理由をしっかりと説明できるよう伝えている。

（質問）

市民局所管の附属機関において、最も長く附属機関の委員を務めている人の任期は、通算で何年となっているのか。

（答弁）

現在、資料を持ち合わせていなくて分からないが、かなり長く委員を務めている人もいる。

議論の余地はあるものの、当該委員は地域住民からも信頼が厚く、その地域を運営していくに当たり唯一無二の存在というところもあり、委員の属性などを総合的に勘案して最終的に判断している。

（質問）

同指針によると、委員の任期は、原則として2年以内で、再任は妨げないものの通算して6年を超える期間継続して任命しないとある。

しかしながら、ほかに適任者がいないからということなどで、何十年も継続して委員を務めている人がいるが、市民局としてどのように考えているのか。

（答弁）

附属機関等の委員の選任の件について、問題意識は常に持っており、どのような形が本当によいのかというのは議論のあるところだと思う。

今後は、指摘されたことも念頭に置きつつ、しっかりと検討していきたい。

（質問）

四郷町見野の国有林借地の件で、このたび、国と借受けの契約を行ったようだが、契約期間は何年であるのか。

(答弁)

3年である。

なお、以前から指摘を受けているように、借地している面積について国との認識に違いがあることから、実際に使用している面積に修正した変更契約を行うよう、現在国と調整中である。

(質問)

本来であれば、国に対して、借り受ける面積は実際に使用している約1万2,000平米と申告しなければならぬにもかかわらず、国から通知があったのが約8,400平米であったため、公有財産運用委員会に諮った結果、約8,400平米と認められ契約を行っている。

契約に記載のない約3,000平米について、なぜ今になって変更契約をしようとするのか。

(答弁)

約8,400平米というのは、本市立会いの下、国が現場に打ったくいに基づき、国が積算したものである。

しかしながら、現場においてくい打ちはしたが、国有地との境界が分かるテープなどを張っておらず、どこにくいが打ってあるのかよく探さないと分からない状況の中で、くいを打った場所を図面に残さなかったこと、また、国と本市、見野古墳群保存会の3者で、しっかりと境界についての共有認識を持っていなかったことが一番問題ではなかったかと思っている。

そのため、令和5年度に、改めて3者による現地立会いの下、境界にテープを張り、現在の契約範囲と実際に使用している範囲を確認し、実際にその範囲にそこがあることを3者で認識した。そして、国が再度測量した結果、1万2,000平米であったということを本市も確認した。

現地は、地域住民が地域の里山を美しく維持していきたいという取組や、現地を地域交流事業の場として活用しており、市としてはもともと現地を借り受ける判断をしていたため、国との協議を踏まえて、実際に使用している範囲で変更契約を進めている。

(質問)

3者で現地確認をしたという話があったが、そもそも、市の立会いの下で国がくい打ちをしたのにもかかわらず、その後に3,000平米余りの誤差が出てきたことについてどのように考えているのか。

(答弁)

国はくいを打ったものの、明確に境界が分かるような印をつけていなかった。境界がどこかという共通認識が持てていなかったことが、一番の反省点だと思っている。

(質問)

くいを打ったものの、抜かれてしまったので境界が分からなくなったということなのか。

(答弁)

そうではない。

国から借り受けているおおよその範囲について、現場の職員にまで、共通認識として持たせていなかったところが反省点である。

(質問)

民間団体である見野古墳群保存会が行った一連の国有林伐採の行為について、同保存会が対応せず、なぜ市が借り受けて対応することになってしまったのか。

(答弁)

平成20年当時、同保存会が国有林を借地して活動を行っており、文化財の保護・活用を担当している埋蔵文化財センターの館長が、同保存会の役員として専門的な知識の助言を行うなど同保存会の活動を支援していた経緯がある。

その後、担当局が市民局となり、市としては継続して国有林の借受けを支援していくという立場を取ってきた。

市としても、今まで古墳祭りなどの地域交流事業などで現地を利用し、地域を訪れた人からも「すばらしい景色だ。」とよい感想をもらっており、国有林借受けは非常に有意義だと考えている。

当初、国は国有林を市に借り受けてほしいという意向を示しており、もし市が国有林借受けの契約をしなかった場合、国有林を原状回復して返却してもらいたいという話になりかねない。

そのため、どのような形がよいのか市で協議した結果、国の意見を受けて、市が国有林を借り受けて地域交流事業でも活用しようという判断を行っている。

(質問)

それが適切な手続を踏んだ上での話であればよいが、民間団体が国の正式な許可を得ずに行ったことを、なぜ市が対応しなければならないのか疑問に思う。

市が民間団体の不正行為を支援するような形になってしまっていると思うが、どのように考えているのか。

(答弁)

国有林を無断伐採したことによる損害賠償ならば、市は引き受けられないと思う。

しかしながら、以前から地域住民がボランティアで現地の清掃活動等を行ってきたことなどを一部支援してきており、今後も継続して支援するべきであると判断している。

(質問)

国は、国有林の借受料として市が支払った金額には、無断伐採した竹の買取りを求める損害賠償の意味もあると言っている。

それを民間団体が支払うのであれば適切な対応であると思うが、結果的に市が支払っていることについてどのように考えているのか。

(答弁)

私も国との協議に参加したが、損害賠償という言葉は一度も出てきていない。

国との協議で、伐採したところにもともと生えていた竹木代は支払ってもらう必要があるという話があり、市として支払いを了承する流れとなったものである。

(質問)

損害賠償の意味もあると言ったのは、兵庫森林管理署からの回答文書の中に、損害賠償という意味で受け止めてもらっても結構であるという内容の記載があったからであるが、実際はどうであるのか。

(答弁)

国の認識は分からないが、伐採した国有林の竹木代として支払ってもらうという話で終始しており、損害賠償という話は全く出てきていない。

(質問)

国有林の伐採を主導した人物は、なぜ国に正式な借受けの手続きを取らずに、繰り返し伐採を続けてきたのか。

(答弁)

直接、本人に聞いていないので分からない。

(質問)

そのような行為について、どのように考えているのか。

か。

(答弁)

当該里山の所有者は国であるが、地域では清掃活動などを通して継続して守ってきており、その延長線上で行われたものと理解している。

(質問)

なぜ、当事者に国有林の伐採を続けてきた理由を聞かないのか。

(答弁)

理由について本人に直接聞いたことはないが、里山を美しくするという目的で継続して取り組んできたものと仄聞している。

(質問)

国に対してきちんとした手続きを踏んでいけば、里山をきれいにすることは何も問題ないことである。

それをしていなかった理由を尋ねているのに、なぜ当事者に聞くことができないのか。

(答弁)

理由について全く聞いていないわけではなく、国有林の範囲について認識不足であったということは聞いている。

また、もともと紅葉などがきれいであったものの、雑木が生えてきて、だんだん昔の美しい状態から変わってきつつあった地域の里山の状態を維持するために、竹木の伐採など様々な取組を行ってきたとも聞いている。

(質問)

地域にとってすばらしいことを行うのであれば、適正な手続きを踏まなくてもよいということなのか。

(答弁)

手続きの不備については、国と市、見野古墳群保存会の3者で現地立会いをしたときに、国からも指摘があった。

その際、当事者から手続きの不備を国に謝罪しており、その点については私も確認している。

市民局終了

11時59分

休憩

11時59分

再開

12時56分

【予算決算委員会厚生分科会（市民局）の審査】

健康福祉局

13時37分

前回の委員長報告に対する回答

・介護保険課作成のパンフレット「いつも笑顔で介護保険」について、複数部数を求める事業者に対しても、現在、窓口では1部のみの配付としていることから、一層の制度周知に向けた効果的な配付方法について検討されたいことについて

配布を希望する人に対して柔軟に対応するとともに、現在著作権上の制約により複写及び電子データの印刷が不可能となっているが、著作権の購入や、本市独自でパンフレットを作成することも検討していく。

付託議案説明

- ・議案第20号 姫路市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- ・議案第21号 姫路市墓地等の経営の許可等に関する条例について
- ・議案第33号 姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- ・議案第34号 姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- ・議案第35号 姫路市介護保険法に係る事務手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- ・議案第36号 姫路市社会福祉事業施設条例の一部を改正する条例について
- ・議案第37号 姫路市介護保険条例の一部を改正する条例について
- ・議案第38号 姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- ・議案第47号 姫路市敬老金条例を廃止する条例について

報告事項説明

- ・健康福祉局における令和7年度の指定管理者制度更新予定施設について
- ・姫路市における障害を理由とする差別の解消の推進

に関する職員対応要領等の改正等について

- ・姫路市障害福祉推進計画中間取りまとめ（案）に関する市民意見（パブリック・コメント）の募集結果及び中間取りまとめ（案）からの主な変更点について
- ・姫路市の救急医療方策に関する指針中間取りまとめ（案）に関する市民意見（パブリック・コメント）の募集結果及び中間取りまとめ（案）からの主な変更点について
- ・姫路市国民健康保険データヘルス計画第2期計画最終評価及び第3期計画策定に関する市民意見（パブリック・コメント）の募集結果及び最終とりまとめ（案）について
- ・高齢者福祉関連事業の見直し（案）の一部変更について
- ・姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画中間取りまとめ案に関する市民意見（パブリック・コメント）の募集結果及び中間取りまとめ案からの主な変更点について
- ・姫路市における感染症の予防のための施策の実施に関する計画（案）に関する市民意見（パブリック・コメント）の募集結果及び計画（案）からの主な変更点について
- ・ひめじ健康プラン及びひめじ・いのち支え合いプラン（姫路市保健計画及び姫路市自殺対策計画）中間取りまとめ（案）に関する市民意見（パブリック・コメント）の募集結果及び中間取りまとめ（案）からの主な変更点について
- ・ひめじ食育推進プラン（姫路市食育推進計画）中間取りまとめ（案）に関する市民意見（パブリック・コメント）の募集結果及び中間取りまとめ（案）からの主な変更点について

質疑・質問

14時36分

（質問）

議案第38号、姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、令和7年3月31日まで身体的拘束等の適正化に係る経過措置を設けるとのことだが、経過措置の間、身体的拘束等の取扱いはどうなるのか。

（答弁）

改正内容について一定期間周知を図る必要がある

ため、令和 6 年 4 月 1 日から直ちに規定どおり身体的拘束等の適正化を実施できなくてもよいというだけであり、何の対応もしなくてよいというわけではないと解釈している。

(質問)

現在、高齢者施設において身体的拘束等はある程度行われていると推測される。令和 7 年 4 月 1 日から原則行ってはならないという状況になると、人員不足に直面している施設にとっては対応が困難ではないかと思うが、どのように考えているのか。

(答弁)

今後、国の方針や他都市の状況等を見ながら具体的に考えていきたい。

(質問)

市として、事業所に対し、利用者の権利擁護について指導を行っていく予定はあるのか。

(答弁)

特別養護老人ホーム等の施設については、従来から制度として同様の規定があり、今回は短期入所サービスや多機能サービスについても同様の措置を取るという形になっている。

従来から実地指導のほか、社会福祉事業職員研修の中でも確認しており、今後もしっかりと指導を行っていききたい。

(質問)

議案第 21 号、姫路市墓地等の経営の許可等に関する条例第 6 条において、墓地等の経営許可の申請予定者は、墓地を設置しようとする周辺の住民等の関係者に対して、設置等計画について説明を行わなければならないとあるが、関係者等の同意が必要なのではなく、説明をすればよいという認識でよいのか。

(答弁)

同意については、根拠法令となる墓地、埋葬等に関する法律にそのような規定がない上、全ての関係者から同意書をもらうことは困難と考えている。

しかしながら、関係者に説明を行うだけでは不十分な場合は、当然、申請予定者にはある程度関係者が納得するまで説明を繰り返し行ってもらふ必要があるということを想定し、そのような条文としている。

(質問)

申請予定者はしっかり説明したと想定しているが、関係者は十分な説明とは思っていないという状況も予想されるが、どのように考えているのか。

(答弁)

条文には説明と記載しているものの、申請予定者には、同意書までは取らなくてもある程度は関係者が納得する状況にしてもらうことを想定している。

申請予定者には、関係者が疑問に思っていることを真摯に説明してもらい、不十分な場合にはしっかりと説明を行うように指導していきたい。

(質問)

一般的に、墓地は嫌悪施設という認識を持たれているのか。

(答弁)

一般的には、心理的に忌避される施設として、嫌悪施設に当たるとは言われている。

しかしながら、墓地に納められている火葬後の焼骨に関しては、ある程度の宗教性を持つものであり、絶対的な嫌悪施設ではないと捉える人もいと認識している。

(質問)

同条例第 10 条、墓地等の設置場所の基準について、学校、病院その他公共的施設及び住宅の敷地から 110 メートル以上離れた場所であることとされているが、民間の住宅だけでなく、公共的施設にまでそのような規制をかける必要はあるのか。

(答弁)

墓地、埋葬等に関する法律にはそのような規定はないが、かつて土葬を行っていたときには、焼骨と異なり衛生的な問題があることから、国から示された基準では、公共的施設等から 110 メートル以上離れた場所に墓地を設置するようにとされていた。

現在も法律上は土葬禁止ではなく、条例で禁止することもできないため、あえて当該規定を残している。

(質問)

土葬は禁止ではないということだが、現実的に土葬を行う可能性はほとんどないことから、当該規定を残したままにするのはどうなのか。

(答弁)

法律で禁止されていない以上、各地で土葬の埋葬許可を求める事案が発生している。

委員が指摘するように、土葬が行われる可能性は限

りなく少ないとは思うものの、ある程度の規制がなければ、住宅地で土葬を行う計画がなされたときに対応が困難となることから、必要性を考慮した上で当該規定を残している。

(質問)

現在、公共的施設に隣接する場所に既に墓地が設置されているところがあるが、今後公共的施設の建て替えなどを行うときには、当該規定に基づき、公共的施設を移転する必要があるのか。

(答弁)

当該規定は新たに墓地を設置する側に対する規制であり、公共施設が現地で建て替えを行ったり、あるいは新たな公共施設を墓地の近くに建設したりするような場合は、当該規定を根拠に規制することは想定していない。

(質問)

姫路市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領等の改正等について、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、平成 29 年 1 月に同要領を作成したものの、当時は障害当事者の意見を聞かずに、市が一方的に作成して押しつけたような形になってしまい、結果的に、1 年かけて障害当事者と話し合いを重ねることで、完成が遅れてしまった。

今回の改正に当たっては、姫路市地域自立支援協議会の専門部会（まもる部会）で障害当事者等からの意見聴取を行った上で作成したようであり、内容がよいかどうかというだけでなく、障害当事者の意見をいかに反映できるか、障害当事者とどれだけ関わっているかということが大事であると思う。

意見聴取を行ったまもる部会の構成はどのようなになっているのか。

(答弁)

姫路市身体障害者福祉協会、特定非営利活動法人姫路地区手をつなぐ育成会、精神保健福祉連合会の 3 団体のほか、重度の身体障害者団体であるはりま福祉ネットワーク、姫路市肢体不自由児・者のこれからを考える会、姫路市難病団体連絡協議会の代表から構成されている。

(質問)

合理的配慮の提供に当たり、障害のある当事者との

建設的対話は相互理解を深めていくために重要なことから、このたびの改正を契機にさらに意見交換を重ね、障害者差別に係る認識を深められたいがどうか。

(答弁)

今後も当事者に寄り添いながら、ともによいものをつくっていききたい。

(質問)

ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンのキャッチアップ接種に関する勧奨通知について、娘が対象年齢に該当しており、届いた通知を見たところ、予防接種実施医療機関一覧を市ホームページに掲載しているとのことであったが、求めているページに容易にたどり着けなかったのが改善されたいがどうか。

(答弁)

ペーパーレス化で、予防接種実施医療機関一覧は印刷して同封していないが、ホームページに掲載する際、配慮が不足していたため、今後はよりスムーズに閲覧できるようホームページを修正したい。

(質問)

高齢者福祉関連事業の見直し（案）について、高齢者バス等優待乗車助成事業においてタクシーの助成に関して一部変更があったが、ほかの事業については変更せずに方針どおり進めるということでのよいのか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

今後も持続可能な社会をつくっていく中で、従来の制度で改めるべきところは改めることはよいことであり、子育て分野に予算をかけていくことについても、市民に十分理解されているものの、高齢者施策にかかる予算が唐突に減額された感があり、もう少し丁寧な説明があってもよかったと思う。

高齢者の外出機会を確保し、高齢者が元気で生き生きと社会で活躍できるような制度につながるように、今後の社会の動向を見ながら、状況に応じて事業を見直してもらいたいと思うが、どのように考えているのか。

(答弁)

検討を重ね、市長以下、何度も協議した上で方針案を決定したところである。

事業見直しという性質上、事前に説明することが難

しく、唐突感があったことについてはお詫びしたい。

健康福祉局としては、コールセンターを設置し、丁寧に説明する体制をつくっている。

今後も高齢者福祉関連事業を持続可能なものにしていくためには、ここで一度見直しをしなければならぬ。

今回行った事業見直しを再度行う時期は明言できないものの、少子化による人口減少に伴い、市税収入も増加しないことが見込まれる中で、市全体の一般財源をどこに配分していくのかという観点からも、引き続き検討していきたい。

(要望)

少子高齢化が進む中で、持続的かつ安定的なサービス提供の確保を図るという事業見直しの趣旨は十分理解できるものの、今後も適時適切な見直しを行うことで、高齢者の社会参加につながるような施策を推進されたい。

(質問)

高齢者バス等優待乗車助成事業において、鉄道優待乗車カードとして発行するＩＣＯＣＡカードを廃止することに代わる施策は検討しているのか。

(答弁)

ＩＣＯＣＡカード廃止に係る経緯としては、６割以上の市民が、ＩＣＯＣＡカードを本来の目的である鉄道利用ではなく買物に使用している状況があったため、買物に利用できないよう同カードのシステム変更ができないかとＪＲに相談もしたが、困難であるという回答であった。

ＩＣＯＣＡカードが買物にも使用できてしまうことは、同事業の趣旨である外出支援のための交通費助成から外れており、制度上の欠陥でもあることから、一旦見直す必要があるということで、このたび廃止した。

ＩＣＯＣＡカードの代替案は検討していないが、タクシーに関して助成券の申請要件緩和を行った。そのほか、高齢者の外出機会の増加につながるような仕組みも考えており、他の様々な施策を通して高齢者の外出支援につなげていきたいと考えている。

(質問)

状況を見て、ＩＣＯＣＡカードの利用を再考することはあり得るのか。

(答弁)

ＩＣＯＣＡカードへチャージした電子マネーが、買物等の用途ではなく、鉄道利用に限定できるような新しい仕組みが開発された際には再考したいと考えている。

(質問)

高齢者福祉関連事業コールセンターの設置について、どのような状況であるのか。

(答弁)

株式会社マインズに業務委託しており、令和６年２月７日に神戸新聞で関連記事が掲載されたときには６人の配置をしていたものの、現在は状況が落ち着いてきており、２人体制で電話対応をしている。

(質問)

現在は２人だけの体制であるのか。

(答弁)

電話対応ではなく本部とのやり取りをしている職員が別に１人おり、合計３人体制で業務を行っている。

また、コールセンターはもちろん、担当課である高齢者支援課のほうにも多くの電話相談があり、そこでも対応を行っている。

(質問)

本会議では、高齢者バス等優待乗車助成事業を廃止するに当たり代替案を検討すると答弁したように思うが、先ほど代替案は具体的に考えていないという答弁があった。本会議の答弁がいい加減なものであったように聞こえるがどうか。

(答弁)

先ほど、委員からは、鉄道優待乗車カードとして発行するＩＣＯＣＡカード廃止の代替案はないのかと質問があったため、鉄道の代替案はないと答弁した。

ほかの高齢者の外出支援に関することについては様々な事業を考えており、現在の高齢者だけでなく、今後高齢者となる人にもサービスを継続するために事業見直しを行ったところである。

(質問)

高齢者福祉関連事業の事業廃止や予算削減を進める一方で、今後の市の発展に向けてどんどん予算を増やしている事業もあり、一定の理解ができるころはあるもののバランスが悪いと個人的には思う。

マッサージ等施術助成事業について、対象者が 70

歳以上から 75 歳以上になったものの、年間助成額を 3,000 円から 6,000 円に引き上げたことで利用しやすくなった。しかしながら、施術助成券を利用できるところが特定の団体に所属している施術所のみとなっていることについて、どのように考えているのか。

(答弁)

姫路保険鍼灸マッサージ師会の代表者と話をして、同会に所属しない施術所においても施術を希望している人がいるということは伝えている。

また、同会としても、会員数を増やすべくもっと活動していきたい、また、同会に入会してもらうことで会員に勉強の機会をより多く提供していきたいと考えているようであった。

市としても、同会の今後の動きを注視していきたいと考えている。

(質問)

神奈川県藤沢市では、利用できる施術所を登録制にしており、そのような方式を採用している自治体は多くある。特定の団体だけを窓口にしている本市のような方式はあまり聞いたことがない。

全国的にマッサージ等施術助成事業が廃止となる中、本市の取組は歴史があってよいものであると思うものの、高齢者自身が利用しやすいように施術できる場所の枠を広げるべきであり、同会に加盟する施術所数を増やしていくことは、解決方法としては間違っていると思うがどうか。

(答弁)

同会にもそのような意見があることは十分伝えたとで意見交換等も開始しており、引き続き事業の在り方について熟考していく。

(質問)

群馬県伊勢崎市で令和 6 年 2 月、飼っていた四国犬が公園にいた子どもたちをかみ、計 7 人にけがを負わせた事件があり、飼い主が狂犬病の予防接種をしていなかったことが問題となった。

てんかんを患っている犬に対して、動物病院で狂犬病の予防接種を控えるように指導されることがあると聞くが、毎年狂犬病の予防接種を受けさせることは飼い主の義務ではないのか。

(答弁)

狂犬病予防法に基づき、狂犬病の予防接種は義務と

はされているものの、かかりつけの獣医師の判断で、接種することにより逆に死に至らしめてしまうような場合は、獣医師の判断に従うことになるかと思う。

(質問)

法律上、当然接種しないといけないわけであるが、例外も認められていると理解してよいのか。

(答弁)

法律上は義務であるが、もともと病気があり、接種することで命に関わる重大事態になる場合は、例外の取扱いを認めることとなっている。

健康福祉局終了

15 時 12 分

【予算決算委員会厚生分科会（健康福祉局）の審査】

休憩

15 時 48 分

再開

15 時 55 分

意見取りまとめ

15 時 55 分

(1) 付託議案審査について

・議案第 18 号、議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 27 号、議案第 29 号～議案第 31 号、議案第 33 号～議案第 38 号、議案第 47 号及び議案第 50 号、以上 15 件については、いずれも全会一致で可決すべきものと決定。

(2) 付託請願審査について

・請願第 5 号については、全会一致で不採択にすべきものと決定。

(3) 陳情報告について

・陳情第 6 号について報告。

(4) 閉会中継続調査について

・別紙のとおり、閉会中も継続調査すべきものと決定。

(5) 委員長報告について

・正副委員長に一任することに決定。

意見取りまとめ終了

16 時 08 分

閉会

16 時 08 分

【予算決算委員会厚生分科会の意見取りまとめ】